

事務連絡
令和7年10月8日

障害児通所支援施設・事業所管理者 殿

文京区福祉部障害福祉課障害者施設担当

施設・事業所における事故等防止対策の徹底と事故報告の提出先について(通知)

平素から文京区の障害者福祉施策の推進に御協力いただき、ありがとうございます。

各施設・事業所におかれましては、日頃から利用児童に対する安全の確保や、施設・事業所の管理体制の徹底等に取り組まれていることと存じます。

しかしながら、利用児の障害特性に起因した事故、職員の過失、施設・事業所の過失などによる事故は後を絶たない状況にあります。東京都より令和7年4月24日付で通知されました、「福祉障施第221号「施設・事業所における事故等防止対策の徹底について(通知)」」にありますように、各施設・事業所におかれましては、改めて利用児に対する支援状況の確認、ヒヤリハット事例の分析と合わせて事故防止マニュアルの作成及び再検討、リスク管理の徹底、職員研修の実施等を行うことで、事故防止対策を徹底していただくようお願いします。上記対策を講じた上でも、万が一事故等が発生した場合には、直ちに必要な措置を講ずるとともに、下記により報告をお願いいたします。

あわせて、令和7年4月1日より文京区が児童相談所設置区となったことに伴い、障害児通所支援施設の事故報告につきましても、提出先が文京区障害福祉課となりましたのでご確認いただきますようお願いいたします。

死亡事故や事件性の高い事故、報道機関等からの問い合わせがある事故は、速やかにご一報をお願いします。なお、事故報告が有った場合は、本区より都へ情報共有させていただきます。

記

1 報告対象事故等

- ① 死亡事故（誤嚥によるもの等）
- ② 入院を要した事故（持病による入院等は除く）
- ③ （②以外の）医療機関での治療を要する負傷や疾病を伴う事故
- ④ 薬の誤与薬（その後の経過に関わらず、事案が発生した時点で要報告）
- ⑤ 無断外出
- ⑥ 感染症の発生
- ⑦ 送迎車両の車内への利用者の置き去り事故

- ⑧ 事件性のあるもの（職員による暴力事件等）
- ⑨ 保護者や関係者とのトラブル発生が予想されるもの
- ⑩ 施設運営上の事故の発生（不正会計処理、送迎中の交通事故、個人情報の流出等）
- ⑪ 区市町村に虐待通報をした場合（通報した内容等）
- ⑫ その他特に報告の必要があると施設が判断したもの

※ 報告対象が悩まれる場合（怪我等）、まずは本区担当宛にお電話ください。

※ 障害者虐待（疑いを含む）事案については、本区への通報義務があります。

※ 事業者側の責任や過失の有無は問いません。

2 報告方法

事故報告書の提出は、別紙様式（例）によるメール提出を原則としますが、死亡事故や事件性の高い事故、報道機関等からの問い合わせが想定される事故等については、発生後直ちに本区担当宛に電話による報告をお願いします。

また、その後、可能な限り速やかに別紙様式（例）を事故報告書（第1報）として御提出をいただいた上で、その後続報を提出してください。

事故等に応じて、本区担当への報告に加え、保護者・区市町村（原則として実施機関（受給者証発行元））・関係機関（警察・消防・保健所等）への連絡も行ってください。

※ 1 事故の状況等によっては、現地確認を実施する場合があります。

※ 2 メールの件名及び事故報告書のファイル名を「【事故報告】事業所名（サービス種別
*）第〇報」としてください。

* 多機能型事業所等の場合は事故に係るサービス種別を記載（例）【事故報告】事業所名（児童発達支援）第1報

3 報告先

●報告対象事故について

文京区障害福祉課障害者施設担当（地域生活支援担当）

電話 03-5803-1324 FAX 03-5803-1352

メール b302000★city.bunkyo.lg.jp（★を@に変更してご提出ください。）

●障害者虐待（疑いを含む）事案について

文京区障害者虐待防止センター

月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 電話 03-5803-1818

平日夜間 午後5時15分～午前8時30分

土・日曜日、祝日、年末年始 24時間 電話 03-5940-2903